

Vol.7

静岡県弁護士会通信

発行 2012(平成24)年 夏号

裁判
弁護士をもっと
身近な存在に

静岡県弁護士会

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80
TEL054-252-0008 FAX054-252-7522
ホームページhttp://s-bengoshikai.com/



会長就任のご挨拶

平成24年4月に私は、静岡県弁護士会会長に就任いたしました。謹んで皆様に就任のご挨拶を申し上げます。

さて、私が本年度力を入れて取り組みたい問題の1つとして、法曹養成問題があります。

最近では、特に都会において就職できない弁護士すら出る状況になっているとの話を耳にしますが、弁護士法は「弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする。」（同法1条）と定めており、経済的競争原理のもとでの自然淘汰の論理には馴染まないもののはずです。

国民の皆様への法的サービス（法律相談や裁判での代理活動など）を提供することが弁護士の職務ですから、法曹の質を維持・向上させることは、弁護士会の生命線と自覚しなければなりません。我々は、一人ひとりが自らの経験を生かし、法曹養成に真摯且つ全力で取り組む必要があります。そして、当会としても、さらに質の高い法的サービスを皆様に提供できるよう、より強固な、法曹養成制度を構築していきたいと考えております。

第2に、当会特有の課題として、東海地震対策問題があります。同地震が30年以内に発生すると言われて既に30年を経過しました。昨年3月11日に発生した東日本大震災は、当県及び当会に対する重大なる警告と捉えなければなりません。

一方で、当会の東海地震対策は未だ完成されたものとは言えません。確かに、これまでに、災害対策規定を制定し、災害組織を設立し、災害対策マニュアルを作成し、災害関係のシンポジウムを開催し、災害対策士業種連絡会を立ち上げる等の活動を重ねて参りました。これをさらに一步進めて、現に東海地震が発生して一定期間が経過し、

静岡県弁護士会 会長
渥 美 利 之

法律の専門家による相談や助言が必要とされるような状況になったとき、弁護士会として早急に動ける態勢を準備することが必要です。さらに、公共団体及び隣接士業種等との対外的な連携態勢も整える必要があります。

もちろん、現在継続中の東日本大震災の救済支援活動も引き続き行っていかなければなりません。前年度、当会からは多数の会員を被災地に派遣し法律相談に参加し、あるいは県内の被災者の方々への相談会なども開催いたしました。この流れを受け、本年5月1日に、当会は原子力損害賠償支援機構と契約を締結し、県内に避難されている原発事故の被害者の皆様が無料で法律相談を受けられるよう、体制を強化いたしました。本年度の災害対策活動は、静岡県弁護士会全体で取り組んでいきたいと思っております。

第3に、弁護士会と弁護士は、各種委員会を通じて、公益活動に尽力して参りました。この活動こそが、他の業種にはない、弁護士会の存在価値であると心得ております。経済的利益ばかり追っていては国民の皆様の信頼を得ることはできません。全ての委員会において、将来に向けた展望と目標を打ち立てて、その成果を弁護士会としてとりまとめたいと考えております。

その他、修習生の給費制問題、取調べの可視化、国選付添人制度等々、弁護士会が取り組まなければならない課題が山積しております。私は、弁護士会が問われている種々の課題に精一杯取り組む所存です。一年間、何卒、よろしくご支援をお願い申し上げます。
以上





特集



離婚について

Q 離婚を真剣に考えています。離婚するには、どうしたらいいでしょうか？また、どのようなことを考える必要がありますか？

A 当事者間で話し合いがまとまり、離婚届に署名捺印して届け出れば、協議離婚が成立します。その際、離婚の条件を記載した離婚協議書などを作る場合もあります。離婚協議書の作成を弁護士に依頼することもできます。離婚やその条件について当事者間での話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

離婚に際しては、①離婚原因、②親権、③養育費、④面会交流、⑤財産分与、⑥慰謝料、⑦年金分割などを検討する必要があります。また、⑧離婚までの婚姻費用（生活費）も問題になります。

Q 離婚したくても、できない場合があるのですか？

A 協議離婚ができない場合で、離婚調停を申し立てても離婚が成立しない場合は、家庭裁判所に離婚訴訟を起こさなければ離婚できません。その場合には、民法に定める離婚原因が必要になります。民法770条には、①配偶者に不貞行為があったとき ②配偶者から悪意で遺棄されたとき ③配偶者の生死が三年以上明らかでないとき ④配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないとき ⑤その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき、の5つが規定されています。

Q 親権について、教えて下さい。

A 父母が未成年の子に対して有する身分上・

財産上の保護・監督・教育などに関する権利・義務を親権といいます。未成年の子がいる場合には、離婚の際、両親のうちいずれが親権者になるか決めなければなりません。話し合いで決まらない場合には、調停や裁判でどちらが親権者にふさわしいかを決めることになります。



Q 養育費とは何ですか？

A 子供の養育のための費用で、離婚した父母のうち子供を育てる親が、もう一方の親に対して請求するものをいいます。母親が親権者になったけれど収入が少ないため、一定程度収入がある男性側が毎月数万円を支払う、というのが典型です。金額が幾らになるかは両者の現実の収入をもとに算出されます。最近では、算定表を使って簡易に計算する事も多くなってきました。

Q 面会交流について、教えて下さい。

A 面会交流とは、離婚後又は別居中に子どもを養育・監護していない方の親が子どもと面会等を行うことです。面会交流の具体的な内容や方法については、まずは父母が話し合って決めることになりますが、話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所に調停の申立てをして、面会交流に関する取り決めを求めるすることができます。この手続は、離婚前であっても、両親が別居中で子どもとの面会交流についての話し合いがまとまらない場合にも、利用することができます。

す。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官（裁判官）が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

Q 財産分与とは、どんな制度ですか？

A 財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際に分けることをいいます。離婚後にも、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚の時から2年以内に家庭裁判所に調停の申立てをして、財産分与を求めるすることができます。調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなどを当事者双方から聴いたりして、話し合いが進められます。妻が専業主婦であったとしても、夫の仕事を支えていたという事実がありますから、応分の財産分与が認められるのが一般的です。



Q 離婚のときには、必ず慰謝料をもらえるのでしょうか？

A 必ず慰謝料をもらえるわけではありません。慰謝料は、相手方の不法行為によって被った精神的苦痛を慰謝するための損害賠償であり、主として相手方の責任によって離婚せざるを得なくなったような場合などに請求することができます。相手方の不貞やDVなどで離婚する場合などが典型的です。

Q 年金分割というのは、どういう制度ですか？

A 簡単にいうと、夫婦間で、離婚後に、年金が多い方から少ない方に年金を分割してもらえる制度です。離婚時年金分割制度における

年金の按分割合（分割割合）について、当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、離婚した日の翌日から2年以内に、家庭裁判所に対して按分割合を定める審判又は調停の申立てをすることができます。話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官（裁判官）が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

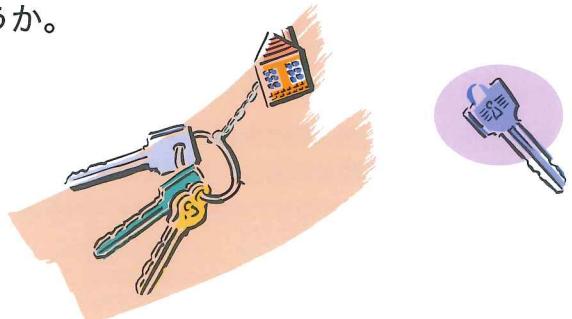
Q 婚姻費用について、教えて下さい。

A 婚姻費用とは、夫婦の生活費のことをいいます。離婚をする前に別居をした場合などに、離婚が成立するまでの生活費の請求として、家庭裁判所に婚姻費用分担請求の調停を申し立てることができます。

この場合も、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、家事審判官（裁判官）が一切の事情を考慮して審判をすることになります。

Q 離婚の際には、弁護士に相談した方がいいのでしょうか？

A 離婚の際には、以上のような色々な事を考えなければなりませんから、弁護士による専門的なアドバイスを受けることが非常に有益です。財産分与請求する財産が分かった！不必要的慰謝料を払わなくてよいことが分かった！お前は母親失格だと夫に言っていたが親権について心配しなくていいことが分かり安心した！婚姻費用の額について見通しが立った！一人で不安に思っていたけど安心した！などの声が多く寄せられています。是非、一度、気軽に弁護士に相談してはいかがでしょうか。



各種法律相談のご紹介

2012.6.22現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5250円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第1、第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付
毎週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部・沼津支部は一般法律相談と同一の時間
- 浜松支部 每週火・木曜日のみ午後1時～5時

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。
破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時30分～5時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原

則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。被害者が利用できる手続、加害者への損害賠償請求等についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 相談申込に応じ、相談日時を決定
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し
原則として担当弁護士事務所で相談実施。

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたの家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法

弁護士会各支部へ電話にて申込

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町21-1 TEL.055(931)1848